（改正前私学共済法による職域加算額の請求及び届出に係る特例）

第十条　［略］

２～４　［略］

５　私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで及び第四十一条第二項の規定は、旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付に係る請求又は届出について準用する。

第二十条第二項		受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書	年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類
第二十条第三項	転居又は住居表示		転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関
	提供を受け、		提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受け、
第二十条第四項	第一項		第二項
第二十条第五項	［略］	［略］	［略］
	退職共済年金	旧職域加算退職給付	
	転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと	
［略］	［略］	［略］	

（改正前私学共済法による職域加算額の請求及び届出に係る特例）

第十条　［同上］

２～４　［同上］

５　私立学校教職員共済法施行規則第四十一条第二項の規定は、旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付に係る請求又は届出について準用する。

第二十条第二項		戸籍抄本	戸籍抄本（事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）
		受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書	預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）
第二十条第三項	転居又は住居表示の変更		転居、住居表示若しくは個人番号の変更又は改氏名
第二十条第五項	［同上］	［同上］	［同上］
	退職共済年金		旧職域加算退職給付
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］